

第2節

保健・医療・福祉

第1項：安心できる地域医療の確保

- ①被災市町村の健康づくり施策の支援
- ②被災医療機関等の再整備の推進
- ③保健・医療・福祉連携の推進

総 括

被災市町村の健康づくり施策の支援における健康支援事業では、健康相談等に要する経費を補助したほか、食生活支援事業及び被災者特別検診等事業など全ての事業で成果が出ています。

期別10年間のまとめ

復旧期まとめ

被災地では医療機能の回復が最優先課題でした。平成23年5月、有識者による「地域医療復興検討会議」を設置、9月に「地域医療復興の方向性」を取りまとめました。復旧に伴い、急性期の医療救護活動から仮設住宅入居者のケア等へシフトし、中長期的な健康支援に活かすため民間賃貸住宅（みなし仮設住宅）入居者を含めた被災者の健康状態調査が実施されました。同時に震災前からの課題である医療人材不足に対し、県ドクターバンク事業等により人材確保を強化しました。震災を機に、医療体制の見直し、被災地全体の将来を見据えた災害に強い医療体制づくりが進められました。

再生期まとめ

応急仮設住宅等の被災住民の健康状態悪化を防止し、健康不安の解消を図るため、被災市町が行う保健師等による仮設住宅集会所等（まちの保健室含む）での健康相談や仮設住宅入居者等の家庭訪問等、被災者健康支援に係る経費を補助しました。また、市町村と共同で、応急仮設住宅入居者の健康状態を把握し、支援者につなぎました。医療従事者の不足が懸念される中、切れ目のない医療の提供体制を強化するとともに、医療機関・薬局・介護保険施設などの連携強化・情報共有を図り、子どもから高齢者まで、誰もが安心して医療が受けられる体制づくりのため、ICTを活用した医療福祉情報ネットワークシステムの運用拡大に取り組みました。

発展期まとめ

災害公営住宅入居者の健康調査を行い、フォローが必要な方を必要な支援につなげました。地域医療施設復興事業については、病院1施設を竣工し、これをもってこの事業は完了しました。保健・医療・福祉連携の軸となる地域の医師・看護師等の安定的な確保とフォローアップを図る医療勤務環境改善システム未導入の医療機関に対し、今後も医療従事者の勤務環境改善に向けた取組の促進と、医療勤務環境改善支援システム導入への相談等支援や補助事業等を行うこととしました。なお、医療福祉情報ネットワークの利用者数については、令和3年1月現在で203,402人となり、令和2年3月比42,110人増と順調に増加しています。

第2節

保健・医療・福祉

第2項：未来を担う子どもたちへの支援

①被災した子どもと親への支援

②児童福祉施設等の整備

③地域全体での子ども・子育て支援

総括

被災した子どもと保護者への支援においては、子ども総合センターにおいて子どもの心のケアチームを設置し、医療的ケアを含めた各種支援を行うとともに、みやぎ心のケアセンターにおいて、被災した子どもや保護者を対象に、心のケアに関する相談対応を行ったほか、市町や学校などに、児童精神科医や心理士、保健師などの専門家を派遣し助言等を行いました。また、みやぎ里親支援センター「けやき」を設置し、児童相談所と連携し、震災孤児を養育する里親を対象とした交流会の開催や相談対応を行いました。

ひとり親家庭に対しては、支援策を紹介するほっとブックを作成し、各市町村へ情報提供とともに、児童扶養手当現況届時に配布し、支援制度の周知を図りました。また、震災遺児・孤児に対して、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金を支給し、経済的な支援を行いました。

児童福祉施設等の整備においては、予定されていた保育施設135か所の全施設の復旧が完了しました。

地域全体での子ども・子育て支援において、児童虐待への対応として、市町村の支援体制の強化、児童相談所の児童福祉司義務研修による専門性の強化等を実施するとともに、児童相談所虐待対応ダイヤルの受付事務の民間委託体制を整備し、24時間体制で児童虐待の早期発見を図るなどの取組を行いました。また、被災地において、子育て世帯が安心して生活できるよう子育て支援活動を行う団体等を対象とした研修会を実施しました。さらに、支援者同士が効率的な支援のために連携できる環境づくりを目的とした圏域ごとの調整会議の開催により、地域の実情に応じた支援体制の構築が図られました。

子育てに関する様々な情報を分かりやすく発信する子育て支援情報サイトの開設や先進的な子育て支援に取り組んでいる企業の表彰などを通じた県民総参加による子育て支援を進める県民運動を積極的に展開するとともに、みやぎ子育て支援パスポート事業の普及啓発を進めた結果、子育て応援に取り組む協賛店舗数が増え、地域での子ども・子育て支援の機運が広がりました。

期別10年間のまとめ

復旧期まとめ

震災により親を亡くした子どもも多く、保護が必要となった子どもの養育のため、里親や児童福祉施設等での生活の場の確保や、「子どもの心のケアチーム」による巡回相談等、被災した子どもの心のケアに取り組みました。また、震災孤児等の支援のために多数寄せられた寄付金を活用し、「東日本大震災みやぎこども育英基金」を設置し、支援金・奨学金の支給を始めました。さらに、震災により多くの県民が被災し、地域における子育て環境への影響が懸念されたことから、「子育て支援を進める県民運動」を再開し、子どもたちを地域社会全体で支援する気運の醸成に取り組むとともに、市町村が行う母親クラブ助成事業等への補助など、子育て支援施策を進めました。

再生期まとめ

被災した子どもや保護者を対象とした相談対応等、心のケアの取組を継続するとともに、震災孤児を養育する里親を対象とした相談支援等の取組を継続しました。一人親並びに寡婦等に対しては、修学・住宅・生活等に必要な各種資金の貸付や利子補給を行うなど、被災家庭の自立や負担軽減を図りました。震災で保護者を亡くした未就学児から大学生への奨学金等を支給しました。被災保育所、児童館や放課後児童クラブ、地域子育て支援センター、児童厚生施設等の復旧整備が行われ、良好な保育・子育て支援の場を確保しました。震災の影響による生活環境の変化に伴い、児童虐待等の増加が懸念されたため、家庭児童相談員を配置しました。

発展期まとめ

みやぎ心のケアセンターにおいて、被災した子どもや保護者の相談に対応したほか、市町や学校等の対応困難ケースに対して、児童精神科医や心理士、保健師等の専門家を派遣し助言等を行いました。子ども総合センターにおいては、子どもの心のケアに関する研修会を開催したほか、震災孤児を養育する里親向けの交流会開催や相談支援を行いました。児童館・児童センターについては、令和元年度に被災した施設20か所、保育所については令和2年度に135施設の全てが復旧・再開しました。被災地において、子育て世帯が安心して生活できるよう子育て支援活動を行う団体等を対象とした研修会の実施により、支援者の資質向上が図られました。

第2節

保健・医療・福祉

第3項：だれもが住みよい地域社会の構築

- ①県民の心のケア
- ②社会福祉施設等の整備
- ③地域包括ケアシステムの構築
- ④災害公営住宅を含む地域の包括的な支え合い体制の構築

総 括

県民の心のケアについては、みやぎ心のケアセンター運営事業による相談支援や人材育成により、被災者の震災による心的外傷後ストレス障害(PTSD)やうつ病、アルコール関連問題等心の問題に対応したほか、被災地精神保健対策事業による被災沿岸地域におけるアウトリーチ(訪問支援)や、仙台市が行う被災者の心のケア支援事業に対する助成を行いました。また、自殺対策緊急強化事業により、自死を防ぐための人材養成研修や講演会を実施しました。

社会福祉施設等の整備については、障害福祉施設整備復旧事業のほか、聴覚障害者情報センター運営事業による聴覚障害全般に関する相談・情報提供窓口の設置等を実施し、被災障害者就労支援事業所等復興支援体制づくり事業による就労支援事業所の販路開拓支援や販売力強化セミナー、被災した事業所を中心としたコミュニティ形成の支援として連絡会議を開催するなどしました。

地域包括ケアシステムの充実・推進については、宮城県地域包括ケア推進協議会で策定した地域包括ケアアクションプラン(第2ステージ)に基づき、地域包括支援センター職員研修を実施するとともに、研修動画を県内市町村へ配布し知識と技術の向上を図りました。

災害公営住宅を含む地域の包括的な支え合いの体制の構築については、地域支え合い体制づくり事業において市町サポートセンターの運営支援や被災者支援従事者の研修の実施、被災者支援情報誌の配布、災害公営住宅の移行支援等を行いました。

期別10年間のまとめ

復旧期まとめ

長期的かつ細やかな被災者サポート実現のため、平成23年12月に「みやぎ心のケアセンター」、平成24年4月に気仙沼市と石巻市に「地域センター」を開設しました。「仮設住宅サポートセンター」では入居者の総合相談や巡回等の見守り活動が行われました。あわせて「子どもの心のケアチーム」による巡回相談や、スクールカウンセラーの派遣・配置を行いました。被災地における地域コミュニティの再構築を支援するため「復興応援隊」を19地区に配置しましたほか、「震災復興担い手NPO等支援事業」を実施し、NPO等の運営力の強化を図りました。特別養護老人ホームについては、入所待機者の解消のため広域型(定員30人以上)の新築等に係る経費を補助しました。

再生期まとめ

震災により心に傷を負った被災者の心的外傷後ストレス障害(PTSD)、うつ病、アルコール依存、自死等の心の問題に長期的に対応するため、「みやぎ心のケアセンター」を設置運営し、保健所、市町村、サポートセンター、関係団体と連携し、相談支援や普及啓発、支援者支援、人材育成等を実施しました。被災した介護サービス事業者の事業再開支援のため、被災施設の復旧や事業再開に要する経費の補助を行いました。地域包括ケア体制構築に向け、全県的な普及啓発、地域課題解決の重要性についての意識醸成のため講演会等を市町村・事業者向け、住民向けに開催し、地域における連携・協力体制の構築・強化を支援しました。

発展期まとめ

みやぎ心のケアセンター運営事業による相談支援や人材育成により、被災者の震災による心的外傷後ストレス障害(PTSD)やうつ病、アルコール関連問題等心の問題に対応しました。社会福祉施設等の整備については、1施設の復旧が残っていましたが、災害復旧ではなく、現状に即した支援・体制のための整備とする方針に変更となりました。地域包括ケア体制構築のための多職種連携を推進するための取組や、在宅医療を担う医療機関等の役割を充実・強化するための各種事業に対して支援を行いました。地域支え合い体制づくり事業において市町サポートセンターの運営支援や専門職による相談会の開催、アドバイザーの派遣により、被災者の支援を行いました。